

特別企画：最低賃金改定に関する山梨県内企業の意識調査

4社に1社が給与体系を見直し ～最低賃金改定、消費回復には不十分と認識～

はじめに

2016年10月1日から20日にかけて最低賃金が改定された。2016年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった2002年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で700円を上回ることとなった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。¹

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB景気動向調査2016年9月調査とともに行った。

※調査期間は2016年9月15日～9月30日、調査対象は山梨県内企業201社で、有効回答企業数は87社（回答率43.3%）。

※本調査における詳細データは景気動向調査専用HP（<http://www.tdb-di.com/>）に掲載している。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は26.4%だった。他方、「見直していない（検討していない）」企業は64.4%だった。
2. 従業員を実際に採用するときの最も低い時給は、893円。最低賃金（759円）を134円上回る。『東京』において最低賃金と採用時最低時給の差額が最も大きかったが、差額が大きい地域は西日本が上位を占めた。
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が42.5%で最多。「妥当」は「高い」（11.5%）、「低い」（14.9%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子が見えてくる。
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が66.7%で最多。「プラスの影響がある」は1.1%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は21.8%と2割を超えた。
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は9.2%にとどまる一方、「ない」は63.2%と6割超で、消費回復に対しては懐疑的な見方を示す企業が多数を占める。

¹ 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で25円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに21～25円引き上げられ時給714～932円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

1. 企業の26.4%が給与体系を「見直し」

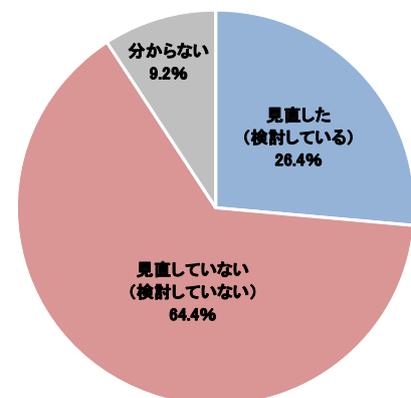
最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が64.4%（56社）となった²。他方、「見直した（検討している）」企業は26.4%（23社）で4社に1社が見直しを実施または検討していた。

全国との比較を見ると、「見直していない（検討していない）」は全国（49.1%）より15.3ポイント上回り全国トップ、「見直した（検討している）」は全国（35.0%）より8.6ポイント下回り、全国最下位という結果だった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業を業界別に見ると、『小売』が66.7%（4社）となり6割超だった。非正社員の雇用割合が高く、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながっている様子が見えがえる。以下、『運輸・倉庫』50.0%（1社）、『製造』37.5%（9社）と続く一方、『不動産』は0%にとどまるなど、業界間で大きく対応が異なった。

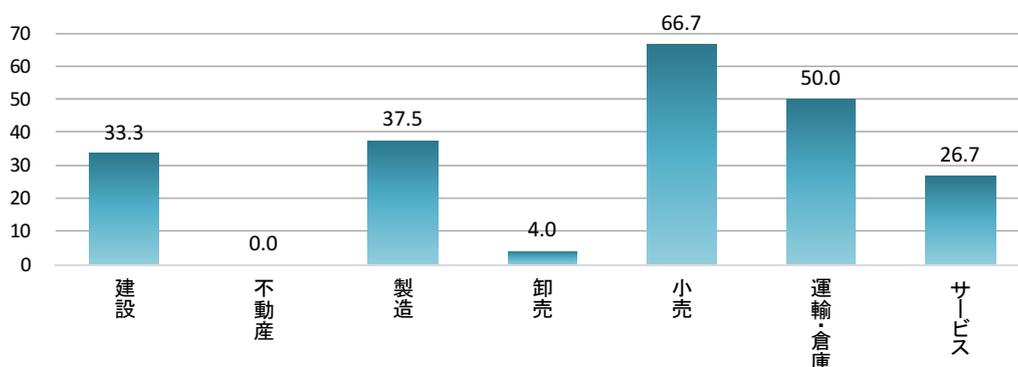
給与体系を見直した理由について、企業からは「10/1からの最低賃金アップに順応」（小売）、「士気を高めるため」（製造業）や「求人状況が、売り手市場になっている為、給与水準の引き上げが必要」（サービス業）といった声があがっており、最低賃金での採用の有無にかかわらず、人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子が見えがえる。他方、給与体系を見直していない企業からは「すでに最低賃金を上回っているから見直す必要がない」という声が多く見られ、もともとの賃金を最低賃金よりも高く設定している企業が多いことがうかがえる。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業87社

給与体系を「見直した」企業の割合～業界別～



² 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 従業員採用時の最も低い時給は 893 円、最低賃金を 134 円上回る

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、全体平均は約 893 円となり、改定後の最低賃金の全体平均 759 円を 134 円上回る金額となった³。

全国平均については、従業員を実際に採用するときの最も低い時給は約 958 円で、改定後の最低賃金 823 円を 135 円上回る金額となった。

都道府県別で比較すると、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは『東京都』で、差額は+165 円（採用時最低時給約 1,097 円）となった。以下、『島根県』（+162 円、同 880 円）や『沖縄県』（+161 円、同 875 円）、『鹿児島県』（+159 円、同 874 円）、『福岡県』（+156 円、同 921 円）が続き、西日本を中心に最低賃金と採用時の最低時給の差額が大きくなっている。また、両者間の乖離率をみると 7 県が 2 割以上となったものの、東日本では原発事故からの復旧が続く『福島県』が乖離率 21.5%と高水準となった。

制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、とりわけ地域間の格差が顕著に表れる結果となった。

最低賃金と採用時最低時給～都道府県別～

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1: 2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3: 乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4: 集計可能な企業を対象に算出

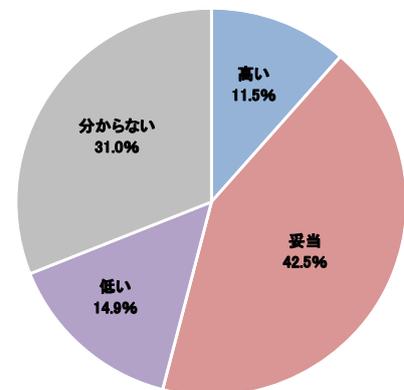
注5: 母数は有効回答企業1万292社

³ 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など)の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が4割超で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が42.5%（37社）にのぼり、「低い」14.9%（13社）を27.6ポイント上回った。「高い」は11.5%（10社）にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

引き上げ額の妥当

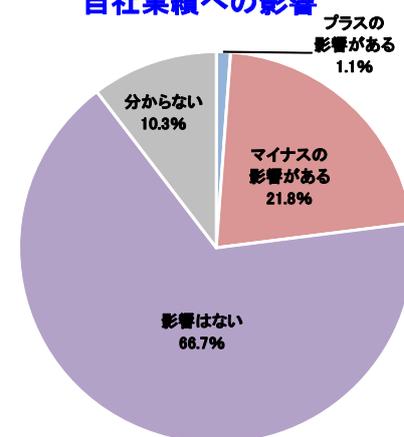


注：母数は有効回答企業87社

4. 業績への影響、企業の21.8%が「マイナスの影響」と認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が66.7%（58社）で最多となった。他方、「プラスの影響がある」は1.1%（1社）にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は21.8%（19社）と2割を超えており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業が多くみられた。

自社業績への影響

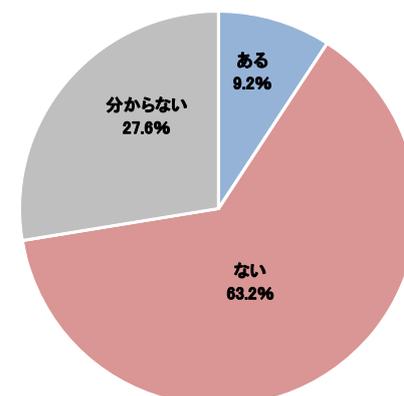


注：母数は有効回答企業87社

5. 消費回復への効果、63.2%の企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は9.2%（8社）だった一方、「ない」は63.2%（55社）と6割超であった。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

今後の消費回復への効果



注：母数は有効回答企業87社

まとめ

2016年度の最低賃金改定は10月1日から20日にかけて全国で実施された。山梨県でも10月1日に実施され、最低賃金は時給759円、今回の引き上げ額は22円と2002年度以降で過去最大となった。また、個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて26.4%の企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。また、最低賃金の引き上げが自社の業績に「マイナスの影響がある」と考えている企業も2割を超えていた。

最低賃金の引き上げで消費の回復につながると考える企業が少ないなかで、「賃金を上げる前にやる気のある中小企業の活性化が必要。中小企業は利益を吸い取られ賃金を上げるのはとても厳しい。」（製造）、「政府の言うような企業努力もあると思うが、業績が上昇するよりも同じか下降気味なので給与を上げる余地がほとんどないのが現状。」（製造）、「会社としての利益が上がっていない中、一度上げてしまうと下げられない時給を上げることは特に中小企業の存続を左右する問題。」（小売）など、コスト負担増加に対する企業の懸念を払しょくする対策が同時に投入される必要がある。

【 内容に関する問い合わせ先 】

（株）帝国データバンク甲府支店
TEL 055-233-0241 FAX 055-233-0245

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。